○中部地方整備局告示第百六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年中部地方整備局告示第百二十六号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月二十七日　中部地方整備局長　足立　敏之

別表二項中、指定の区分欄を「省令第十五条第一号から第四号まで及び第九号から第十四号までに掲げる区分。」から「建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号。以下「省令」という。）第十五条各号に掲げる区分」に改め、指定をした日欄を「平成十九年一月二十五日」から「平成二十三年十二月十九日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年十二月十九日から施行する。

○九州地方整備局告示第百七十五号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十七日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一)　路線名　東九州自動車道

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鹿屋市串良町細山田字十三塚五四九九番七から同市串良町細山田字十三塚五五〇七番八まで	前	六四・四〇～四五三・〇〇メートル	〇・三三キロメートル	
	後	四九・〇〇～四三二・六〇メートル	〇・三三キロメートル	

(三)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○北海道開発局告示第百二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日　北海道開発局長　高松　泰

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道枝幸郡浜頓別町字ブタウス二〇一番一から同町字頓別原野二三八番一四まで	前	A　二四・〇〇～四三・三八メートル	四・二一四キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B　二四・〇〇～四三・三八　九・七〇～七八・五〇	四・二一四　三・〇四九	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

○北海道開発局告示第百二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日　北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百七十四号	北海道上川郡清水町字清水東一線五七番二から同町字佐幌西一線一〇〇番一まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部

供用開始の期日　平成二十三年十二月二十七日

国会事項

衆議院

報告書受領

十二月二十日内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくスーダン国際平和協力業務の実施の結果の報告

又十二月二十二日国と地方の協議の場議長藤村修から次の報告書を受領した。

国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十三年度第二回臨時会合）における協議の概要に関する報告書

参議院

報告書受領

十二月二十二日国と地方の協議の場議長から、国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十三年度第二回臨時会合）における協議の概要に関する報告書を受領した。

参議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

参議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程は、十二月二十二日次のとおり決定された。

参議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

参議院事務局事務分掌規程（昭和五十四年七月十九日事務総長決定）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（部課室）」に改め、同条中「一課」の下に「一室」を加え、第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　情報システム安全管理室

第二条の次に、次の一条を加える。

（情報システム安全管理室）

第二条の二　情報システム安全管理室においては、次の事務をつかさどる。

一　情報化統括業務に関すること。

二　情報システム（情報通信システム及び情報処理システムをいう。以下同じ。）の企画に関すること。

三　情報システムの整備及び管理に関すること。

四　情報システムの安全の確保に関すること。

2　情報システム安全管理室に、室長を置く。

3　室長は、上司の命を受け室務を掌理する。

第三十五条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同条第十三号中「他部課」を「他部課室」に改め、同号を同条第十二号とする。

第三十七条中第十六号を削り、第十七号を第十六号とする。

第四十三条第三号中「情報通信システム及び情報処理システムをいう。以下」を「情報システム安全管理室の所掌に属するものを除く。第四十七条において」に改める。

附　則

1　この規程は、平成二十四年一月一日から施行する。

2　この規程の施行の際現に庶務部文書課に勤務する係長以下の職員であって、この規程による改正前の参議院事務局事務分掌規程第三十七条第十六号に規定する事務に従事するものは、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この規程による改正後の参議院事務局事務分掌規程による情報システム安全管理室に勤務するものとする。

人事異動

内閣

（内閣府大臣官房審議官（経済社会システム担当）（併）内閣府本府民間資金等活用事業推進室長）内閣府事務官　栗島　明康

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

（内閣府本府民間資金等活用事業推進室参事官）同　上田　洋平

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する